

No.20 1990.7.4

## コンピュータ言語の侵害請求を却下 プログラムのSSO問題は本訴へ

- Bu11対AEBLで裁判所が判断 -

1. はじめに .....	1
2. 原告、被告 .....	1
3. 背景 .....	2
4. 原告の請求と、被告の却下申立て .....	3
5. 却下申立てに対する裁判所の判断 .....	3
6. おわりに .....	5

# コンピュータ言語の侵害請求を却下 プログラムのSSO問題は本訴へ

- Bull対AEBLで裁判所が判断 -

## 1.<はじめに>

Bull社が、コンピュータ言語ならびにコンピュータ・ソフトウェアの著作権侵害を理由にAEBL社を訴え、これに対し、AEBL社が却下申立てを行っていた訴訟で、米国連邦地裁ニューヨーク南地区裁判所は4月6日、AEBL社の却下申立てに対する判断を下した。裁判所は、コンピュータ言語にかかる請求について却下申立てを認めたが、コンピュータ・ソフトウェアについてはこれを認めず、本訴に持ち込まれることとなった。

なお、Bull社はこれに関連して、背任、契約違反、詐欺についても訴えているが、本稿の趣旨から、著作権侵害についてのみ摘記する。

## 2.<原告、被告>

○原告=Bull HN Information Systems, Inc.(Bull Inc.) と Bull HN Information Systems, Ltd.(Bull Ltd.) (総称してBull社)

- ・ Bull Inc. は、デラウェア州法人で、コンピュータ・システム及び関連製品、サービスを世界に向けて開発・製造・販売している。
- ・ Bull Ltd. は、英国法人で、Bull Inc. の子会社である。

○被告=American Express Bank Ltd.(AEBL社) は、コネチカット州法人で、国際金融に従事しており、銀行取引を促進するためコンピュータを使用している。

### 3.<背景>

○Bull社は1970年代中頃、Transaction Processing System 6 (TPS6)コンピュータ・プログラムを創作、開発した。TPS6のアプリケーション・プログラムは、Screenwrite というBull社の“財産権のある”コンピュータ言語で記述される。TPS6には、Screenwrite コードをコンピュータ可読形式に変換するトランスレータおよびインタプリタが含まれている。

○1979年3月3日と1983年8月18日、Bull社とAEBL社はライセンス契約を結び、AEBL社は自社のヨーロッパならびにアメリカの施設におけるTPS6の使用をライセンスされた。Bull社は、AEBL社がTPS6の国際金融アプリケーションを開発するのを支援した。このアプリケーションはScreenwrite で記述され、Standard Banking System(SBS)として知られている。SBS は、Bull社コンピュータ、DPS6に用いられた。

○Bull社の言い分

- ・ AEBL社はBull社の知らないところで、また承諾なしに、コンピュータ・コンサルタント会社・TSR社を雇い入れ、SBSソフトウェアをIBM社コンピュータ上で稼働するように変換した。
- ・ TSR社とAEBL社は、“TPS6オペレーティング環境を細部にわたって複製し、TPS6の下で稼働するアプリケーションをIBM社のコンピュータ・ソフトウェアおよびハードウェアでも変わりなく稼働させる”侵害コンピュータ・ソフトウェアを開発した。
- ・ 侵害ソフトウェアは、“TPS6の全体的なストラクチャ、シーケンス、オーガニゼイションおよび全ての重要なエレメントを複製している。ここには(1)プログラムに対するルック・アンド・フィール、(2)TPS6の機能が包含されている。”

#### 4.<Bull社の請求と、AEBL社の却下申立て>

Bull社は、Screenwrite 言語、TPS6プログラムおよび関連ユーザ・マニュアルの複製を理由に、侵害請求を行った。これに対しAEBL社は、原告が少なくともTPS6および関連ユーザ・マニュアルの侵害について請求を陳述していることを容認したが、Screenwrite およびTPS6の機能の複製に関する侵害請求については却下の申立てを行った。

#### 5.<却下申立てに対する裁判所の判断>

##### Screenwrite 言語について

裁判所は、

- ・原告は Screenwriteに関する有効な著作権登録がなく、Screenwrite の侵害に対する訴を起すことができない。
- ・原告は①Screenwrite について別個の登録を有していること、②TPS6の登録のような別の登録がScreenwrite をもカバーしていること、のいずれも主張していない。

として、Screenwrite の侵害に関する請求を却下した。

しかし裁判所は、被告が、コンピュータ言語には著作物性がないと主張して却下申立てを行っていることに関しては、

- ・Screenwrite の侵害請求の却下については、原告がScreenwrite の著作権登録を得ていないことを法的根拠とするものであるから、コンピュータ言語の著作物性の論点には到達しない。

と言っている。

##### TPS6の機能について

ここでAEBL社は、「原告はTPS6の機能の複製を訴えているが、単なる機能

はアイデアのようなもので著作権保護の対象外であるから、原告の請求は不備」と主張しているが、裁判所は、「原告は、TPS6の機能に著作権保護を主張しているのではなく、むしろ機能的な類似性の主張は、TPS6が全体的に複製されているという主張をサポートするものであり、単にある機能が複製されたということを主張しているのではない」とした。

そして裁判所は、原告の主張は「侵害ソフトウェアは、“TPS6オペレーティング環境を細部にわたって複製し、TPS6の下で稼働するアプリケーションをIBM社のコンピュータ・ソフトウェアおよびハードウェアでも変わりなく稼働させるものである”、また、侵害ソフトウェアは、“TPS6の全体的なストラクチャ、シーケンス、オーガニゼイションおよび全ての重要なエレメントを複製している”」ものである、とした。

さらに裁判所は、「コンピュータ・プログラムにおける構造的類似性が、プログラムの目的や機能にとって必然的でない場合は、その構造的類似性は、保護され得るアイデアの表現を構成する」（ダイナミック・ソリューション判決。ウェラン判決を引用）「機能的著作物の目的や機能は著作物のアイデアであり、その目的や機能にとって必然的でないものは全て、アイデアの表現の一部となる」（ウェラン判決）を引用した。

最後に裁判所は、

- ・ TPS6と同じ目的あるいは機能を達成し得るオペレーティング環境が、ほかにもあり得る。
- ・ AEBL社が著作権法を侵害したか否かは、少なくとも部分的には、侵害ソフトウェアがその目的や機能に必然的でない程度までTPS6のオペレーティング環境を複製したか否かによる。

とした上で、事実審理を行うことが望ましいとした。AEBL社のこの件に関する却下申立ては否定された。

6.<おわりに>

以上のように、裁判所は、コンピュータ言語の侵害の論点については事実審理をするまでもないとしたが、それは本件におけるScreenwrite が著作権登録されていないことを理由としており、肝心のコンピュータ言語の著作物性云々については判断していない。

また、ウェラン対ジャスロー判決以来続いているプログラムのSSO問題、機能的著作物における目的や機能の複製の問題は、本訴で争われることとなった。今後の帰趨が注目される。

以 上